

国立大学法人東京医科歯科大学工事等契約関連要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学における施設整備事業に伴う、工事契約及び設計・コンサルティング業務委託契約関連事務については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(競争加入者心得)

第2条 施設整備事業実施のための契約事務執行の適正化を図るため、本要項の運用においては、経理責任者が別に定める競争加入者心得（平成16年4月1日制定）を適用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第3条 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて（平成31年文教施設企画・防災部長通知30文科施第563号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(工事及び設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第4条 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年文教施設企画部長・会計課長通知19文科施第223号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」並びに「官職」を「役職」と読替えるものとする。

2 設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年文教施設企画部長・会計課長通知19文科施第224号）の規定を準用するものとする。

(建設資材の価格変動に伴う契約の変更)

第5条 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について（昭和55年管理局長・会計課長通知文管約第145号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「最終決

裁者」と読替えるものとする。

(公正入札調査委員会の設置等)

第6条 建設工事及び設計・コンサルティング業務の発注に伴う入札の適正を期するため、公正入札調査委員会の設置については、国立大学法人東京医科歯科大学競争参加資格等審査委員会要項に定めるものとする。

2 入札談合に関する情報等への対応については、談合情報等への対応等について（平成23年文教施設企画部長通知23文科施第376号）を準用するものとする。

(工事関係保険)

第7条 最終決裁者が工事請負契約を締結するとき、請負者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によっててん補するために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取り扱いについては、工事関係保険について（平成12年文教施設部長通知文施指第49号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(工事名称の表示について)

第8条 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（平成4年監理室長通知4施指第9号）の規定を準用するものとする。ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

(現場説明書書式)

第9条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式について（平成12年監理室長通知12施指第8号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「会計法」を「東京医科歯科大学会計規程」、「国庫」を「東京医科歯科大学」、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「金銭出納担当者」並びに「官職」を「役職」と読替えるものとする。

(未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱)

第10条 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱については、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成20年文教施設企画部長・会計課長通知20文科施第346号）及び地域建設業経営強化融資制度について（平成20年文教施設企画部長・会計課長通知20文科施第345号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約要項」、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「経理責任者」と読替えるものとする。

(違約金に関する条項)

第11条 本学における政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける建設工事及び設計・コンサルティング業務における違約金に関する条項については、政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事における違約金の加重要件に関する条項について(平成30年文教施設企画部長通知29文科施第379号)の規定を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月17日制定)

この要項は、平成20年1月17日から施行する。

附 則(平成20年8月27日制定)

この要項は、平成20年8月27日から施行し、平成20年8月13日から適用する。

附 則(令和元年10月7日制定)

この要項は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。